

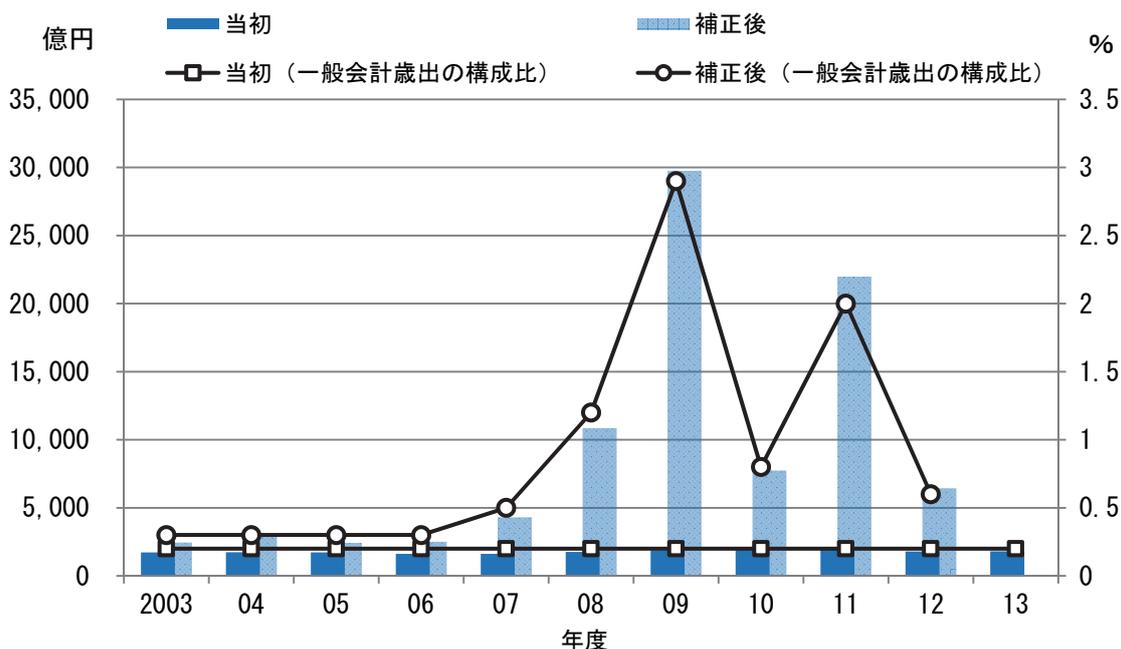
# 財政負担の視点から見た信用保証に関する一考察

経済産業委員会調査室 柿沼 重志・中西 信介

## 1. 信用保証に関する財政負担

中小企業政策に関する財政負担として、代表的であるのは一般会計予算における中小企業関係費<sup>1</sup>であり、例えば、2013年度当初予算ベースでは、1,811億円となっている。この数字だけを見れば、国の一般会計予算の僅か0.2%<sup>2</sup>に過ぎない。しかし、これらの数値は当初予算ベースであり、景気悪化時には補正予算で積み増される<sup>3</sup>ことから、正しい姿を認識するためには、補正後の数字まで考慮することが必要である（図表1）。

図表1 一般会計予算における中小企業関係費の推移



(出所) 参議院予算委員会調査室『財政関係資料集』

<sup>1</sup> 具体的には、中小企業に対する資金繰り支援や事業再生に要するものや、まちづくりや商店街の活性化策、海外展開支援、研究開発支援等に関するものである。

<sup>2</sup> 時系列的に見ても、近年、当初予算ベースでは0.2%程度の水準が続いている。

<sup>3</sup> 例えば、リーマン・ショック後に大規模な景気対策が講じられた2009年度の中小企業関係費（補正後）は、当初予算比約16倍の約3兆円となっている。

さらに、中小企業政策に係る財政負担<sup>4</sup>としては、特別会計や政府関係機関を通じたものや中小企業に対する租税特別措置や軽減税率の適用等の税制を通じたものもある。また、負担が認識しにくい、信用保証を含む信用補完（信用補完制度の説明については本稿末尾の資料編を参照）に関する財政負担<sup>5</sup>も存在する。特に、長引くデフレ不況やリーマン・ショックのような世界的な金融危機を背景として、近年、信用保証が多用され、同制度の運用による財政負担の水準が高まっている。そうした懸念を受け、2012年11月には、「中小企業が金融機関から借りた資金の返済を、国が保証することで2011年度は2,441億円の税金が融資焦げ付きの穴埋めに使われた<sup>6</sup>」ことが、財務省財政制度等審議会資料で示された（図表2の収支見込を足すと、2,441億円の赤字で、同部分が国の財政負担になる<sup>7</sup>）。

図表2 株式会社日本政策金融公庫<sup>8</sup>の保険収支の構成要素（2011年度）

（単位：億円）

	一般保証		セーフティネット保証 <sup>※</sup>	
	普通保険	無担保保険	普通保険	無担保保険
事故率 (a)	4.44%	4.69%	8.66%	7.06%
保険料率 (b)	2.29%	1.88%	1.31%	1.15%
回収率 (c)	31.46%	9.30%	29.18%	8.95%
収支差率 (d=a×c+b-a)	▲0.75%	▲2.38%	▲4.82%	▲5.28%
付保額 (e)	13,934	63,420	4,914	22,978
填補率 (f)	70%	80%	80%	80%
収支見込 (g=d×e×f)	▲74	▲1,206	▲190	▲971

※景気対応緊急保証分を除く。

（注1）事故率とは、保証承諾累計額に対する代位弁済累計額の割合。

（注2）回収率とは、代位弁済累計額に対する回収累計額の割合。

（出所）財務省財政制度等審議会資料

<sup>4</sup> 実際に負担が発生しているものだけでなく、本来であれば課税すべき部分を軽減しているような政策も含む。

<sup>5</sup> 信用補完制度に係る国からの財政支援としては、経営安定関連保証等対策費補助金（各信用保証協会の財政基盤の違いによらず、全国の中小企業者に対する信用保証が円滑に行われることを目的とする補助金）等がある。

<sup>6</sup> 朝日新聞（2012.11.13）

<sup>7</sup> 景気対応緊急保証分を加えれば、更に財政負担は膨らむことになる。

<sup>8</sup> 信用保証協会の保証は、原則として、株式会社日本政策金融公庫が行う中小企業信用保険法による信用保険に付保される（詳細は本稿末尾の資料編を参照）。

日本の中小企業は企業数で 99%以上を占め、2010 年 6 月に閣議決定された「中小企業憲章」では、「経済を牽引する力であり、社会の主役である。」と位置付けられている重要な存在であり、中小企業を金融面から支援する信用保証に財政的な負担が生じること自体が必ずしも悪いわけではない<sup>9</sup>。当然のことながら、他の政策との優先順位や予算制約を勘案した上で、財政的な負担が適正な水準で講じられるべきである。

一方で、信用保証制度を運用する上での規律が弱まっており、結果として、過度な財政負担が生じているのならば、その原因を探った上で、是正していくことが必要である。

本稿では、信用保証に潜む財政リスクについて概観するとともに、財政負担を生じさせる要因となる事故率や代位弁済率<sup>10</sup>に着目した分析を行い、それらを踏まえ、信用保証制度の信頼性及び持続可能性の向上に向けた方策について若干の考察を加えることとしたい。

## 2. 事故率と回収率から見た財政リスク

図表 2 から明らかなように、事故率が高くなればなるほど、回収率が低くなればなるほど、さらには、信用保証が多用され、付保額が大きくなればなるほど、信用保証に伴う財政負担が大きくなるリスクが高まる<sup>11</sup>。

以下では、時系列データが公表されている一般保険<sup>12</sup>に関して、同一基準で遡れる 2000 年度以降の事故率と回収率について見てみる<sup>13</sup>。

事故率は、2000 年度から 2002 年度までは 5%弱から 6%弱で推移した後は、2005 年度の 3%強まで低下した。その後、2009 年度まで上昇を続け、同年度は約 7%まで高まった。足下では、2009 年度のピーク時よりは改善しているものの、引き続き、5%弱で高止まりしている（図表 3）。また、回収率は、2000 年度以降、急速に低下を続けており、2000 年度の約 40%から 2011 年度には約 15%まで低下している（図表 4）。

<sup>9</sup> 2011 年度時点で全国の中小企業約 419 万社のうち信用保証を利用している企業は 154 万社（約 37%）に上る（全国信用保証協会連合会『信用保証制度の現状 2012』）。

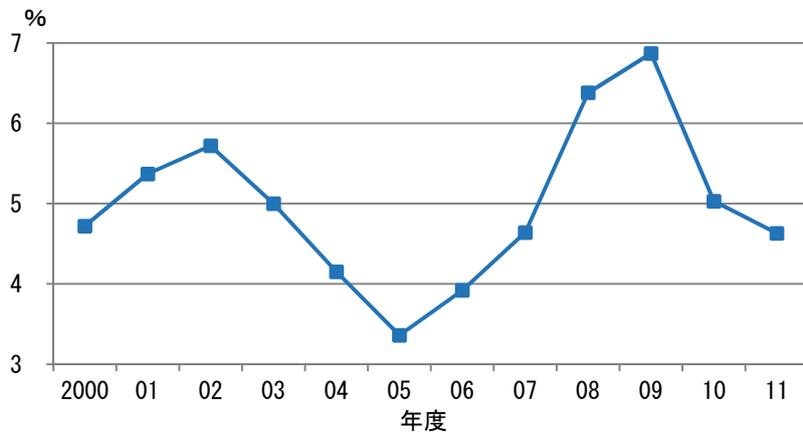
<sup>10</sup> 事故率は信用保険の統計であり、代位弁済率は信用保証の統計である。両者の定義は厳密に言えば異なるが、その意味はほぼ同義である。

<sup>11</sup> また、填補率が上がれば上がるほど、株式会社日本政策金融公庫の保険収支は悪化することとなる（反対に、填補率が下がると、信用保証協会の収支が悪化する）。

<sup>12</sup> 無担保や普通等があるが、本稿では、それらを統合した総合を使用。

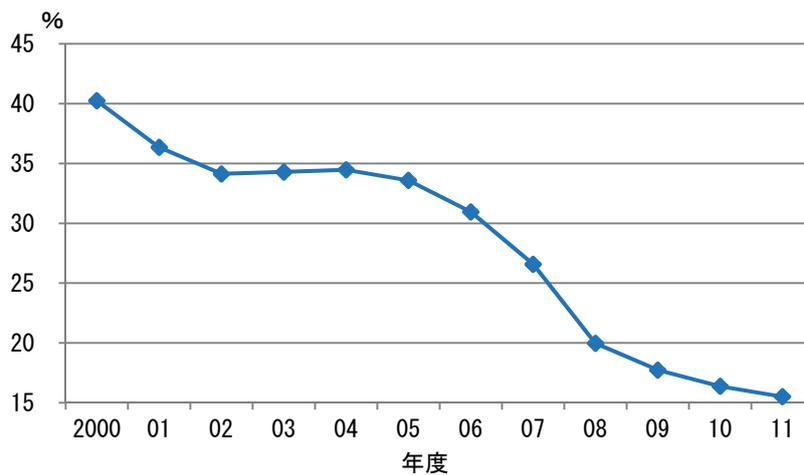
<sup>13</sup> 1990 年代後半の金融危機を背景に保証債務残高は急増し、1998 年度から 2000 年度にかけて保証債務残高は 40 兆円を超える規模まで拡大している。代位弁済額も同時期及びリーマン・ショック後の両時期に拡大しており、これらの期間を含んでいる。保証債務残高及び代位弁済額の時系列的な整理については、本稿末尾の資料編を参照。

図表3 一般保険における事故率の推移



(出所) 財務省財政制度等審議会資料

図表4 一般保険における回収率の推移



(出所) 財務省財政制度等審議会資料

景気が悪化し、経済成長率が伸び悩めば、事故率は高くなり、また、その逆に回収率は低くなり、結果として、財政負担が大きくなることは容易に推察できるが、実際にそのようになっているか、データを用いて計量的に確認することとしたい<sup>14</sup>。

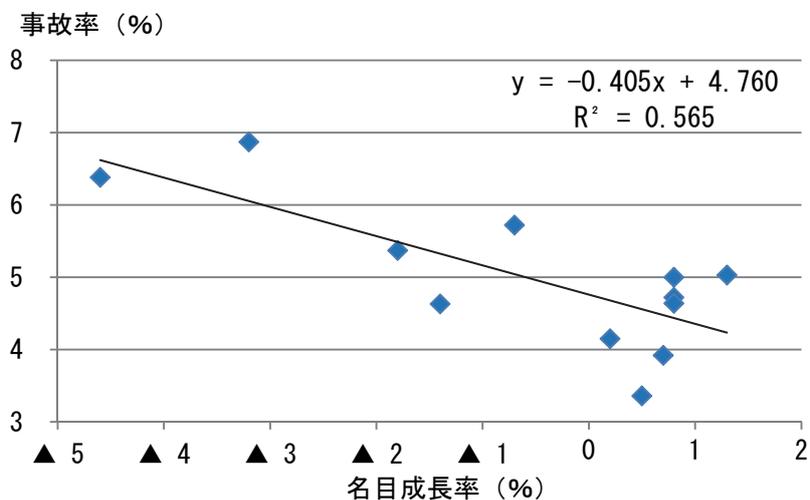
まず、名目成長率<sup>15</sup>と事故率の関係を見ると、負の相関があることが読み取れる(図表5)。決定係数は約0.6であり、ある程度の説明力を有するが、事故率が経済成長率だけではなく、制度改正(保証の拡充等)や信用保証協会によ

<sup>14</sup> データ数の制約もあり、結果については幅を持って見る必要がある。

<sup>15</sup> 実質成長率を使ってもほぼ同様の関係が確認できる(決定係数は名目成長率を使った場合に比べて若干低い)が、重複を避けるため、本稿では名目成長率を使う。

る運用（保証承諾の在り方等）にも少なからず影響を受けていることを示唆している。

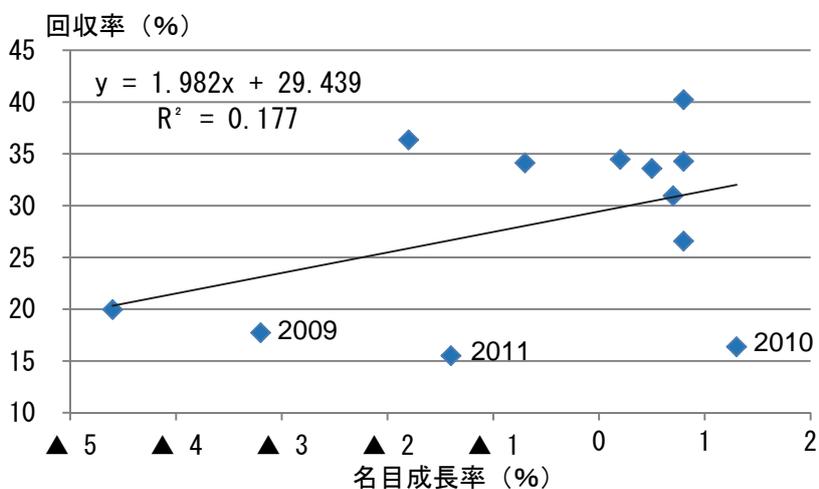
図表5 名目成長率と事故率の関係



(注) R<sup>2</sup>は決定係数

次に、名目成長率と回収率の関係を見ると、決定係数は0.2にも満たないものの、緩やかな正の相関があることが読み取れる（図表6）。ただし、決定係数が低く、回収率には当期の経済成長率以外の要因が少なからず影響していることを示唆している。特に、2009年度から2011年度のデータを見ると、近似曲線から大きく下振れしており、リーマン・ショック後の景気低迷が累積的に影響し、回収率を引き下げる要因となっていることが推察できる。

図表6 名目成長率と回収率の関係



(注) R<sup>2</sup>は決定係数

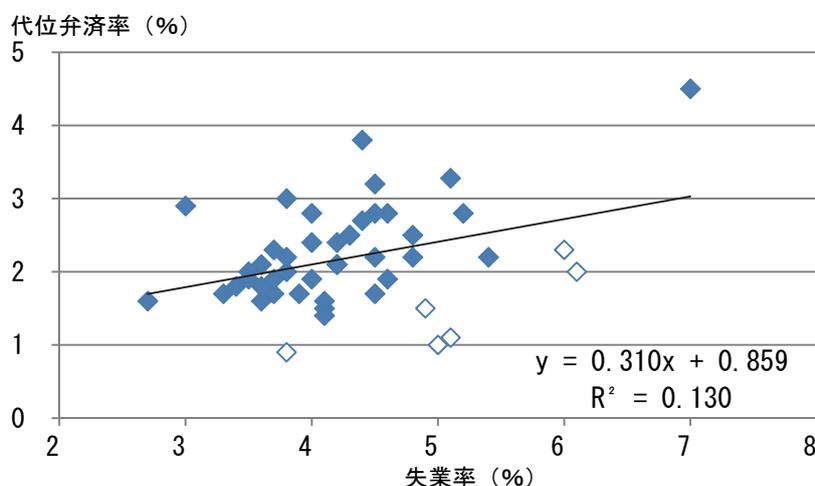
以上のように、事故率、回収率ともに、程度の違いはあるが、経済成長率に影響を受けていることは感覚的な予測のみならず、マクロ的なデータを使っても確認することができ、経済情勢に少なからず影響を受ける形で信用保証には財政リスクが潜んでいると言える。

### 3. 都道府県別の代位弁済率と経済指標との相関

中小企業庁においては、信用保証協会別代位弁済率<sup>16</sup>を一覧できるような形で公表している<sup>17</sup>。本章では、同データを使って都道府県別の代位弁済率と経済指標の一指標としての失業率<sup>18</sup>の関係についてもデータを用いて計量的に確認することとしたい。

両者の関係を見ると、失業率が高い都道府県ほど代位弁済率も高いという正の相関が緩やかながら見られる<sup>19</sup>。ただし、決定係数は 0.2 に満たず、失業率の説明力は弱い(図表 7)。なお、相対的に代位弁済率が低い東北地方の 6 県を除くだけで、決定係数は 0.4 程度まで上がり、失業率の説明力は若干向上する。

図表 7 都道府県別の代位弁済率と失業率の関係



(注 1)  $R^2$  は決定係数

(注 2) 白抜きのプロットデータが東北地方の 6 県

<sup>16</sup> 52 (47 都道府県のほか、横浜市、川崎市、名古屋市、岐阜市、大阪市) の信用保証協会別の代位弁済率。代位弁済率が高いのは、①大阪市 4.9%、②沖縄県 4.5%、③茨城県 3.8%、④大阪府 3.3%、⑤兵庫県 3.2%で、低いのは、①山形県 0.9%、②福島県 1.0%、③岩手県 1.1%、④大分県 1.4%、⑤秋田県 1.5%の順である。なお、同データ等は本稿末尾の資料編に記載。

<sup>17</sup> 中小企業庁ホームページで一覧できるような形で初めて公表されたのは 2012 年 6 月である(2011 年度分)。ただし、それ以前に中小企業政策審議会資料として公表されたことはある。

<sup>18</sup> 都道府県民所得も経済状態を示す適切な指標と言えるが、同データは執筆時点では 2010 年度までのデータしか公表されていないため、失業率を選択した。

<sup>19</sup> 信用保証には廃業等による失業者の発生抑制という効果もあろう。

代位弁済率が経済的な要因以外にどのような要因に影響を受けるのかについては、各信用保証協会によって事情は異なり、慎重な分析が必要であろうが、各信用保証協会のガバナンスの問題<sup>20</sup>（保証承諾に係る審査が過度に甘ければ代位弁済率は高くなる）や各都道府県の資金需要、さらには金融機関の貸出姿勢<sup>21</sup>や貸出における信用保証への依存度等の要因に左右されることが推察できる。

単に財政負担だけの観点からは、代位弁済率は低ければ低い方が望ましいということになるが、そう話は単純ではない<sup>22</sup>。信用保証協会が中小企業金融の円滑化に資するため、中小企業と金融機関とを結びつける「架け橋」の役目を最大限果たしつつ<sup>23</sup>、その一方では、可能な限り財政負担を抑えるという姿が望ましいと言えよう。

そうした視点からも、恒常的に代位弁済率が高い信用保証協会については、どのような原因によって、そのような状態に陥っているのか、また、同水準はどの程度是正可能なのか、中小企業庁や金融庁が引き続き検査や調査分析を行い、適切な方向に導く必要がある。

---

<sup>20</sup> ガバナンスの問題の一つの背景として、自治体OBの信用保証協会への天下りが指摘されている。2013年4月25日の参議院予算委員会では、大阪府信用保証協会の理事長は大阪府から18代（65年間）連続で、大阪市信用保証協会の会長は大阪市から15代（70年間）連続で、さらに兵庫県信用保証協会の理事長は兵庫県から18代（65年間）連続で、それぞれ自治体OBが就任していることが明らかにされ、それに対し、茂木経済産業大臣は「国民目線で見ておかしいことはおかしいという方向で検討していく」旨の答弁を行っている（第183回国会参議院予算委員会会議録第12号8頁）。なお、大阪府と大阪市は、2013年度中に大阪府信用保証協会に大阪市信用保証協会を吸収合併する方針を発表し、2012年7月11日に、統合に向けた合併協議会を立ち上げている。

<sup>21</sup> 例えば、日本銀行『金融システムレポート（2012年10月号）』によれば、2012年3月末時点の預貸率（地域金融機関における預金対比で見た中小企業向け貸出と住宅ローン残高）を見ると、東北6県のうち、青森県、宮城県、秋田県、福島県では40%にも届かず、中小企業等の資金需要が低迷しているほか、地域銀行や信用金庫が貸し倒れを恐れて融資先の選別を進めていることが推察できる。預貸率が低いことが代位弁済率の低さに直結しているとは言い切れないが、そうした点が部分的に影響している可能性も否定できない。なお、岩手県の預貸率は40.1%、山形県の預貸率は51.1%、47都道府県平均の預貸率は49.1%である。

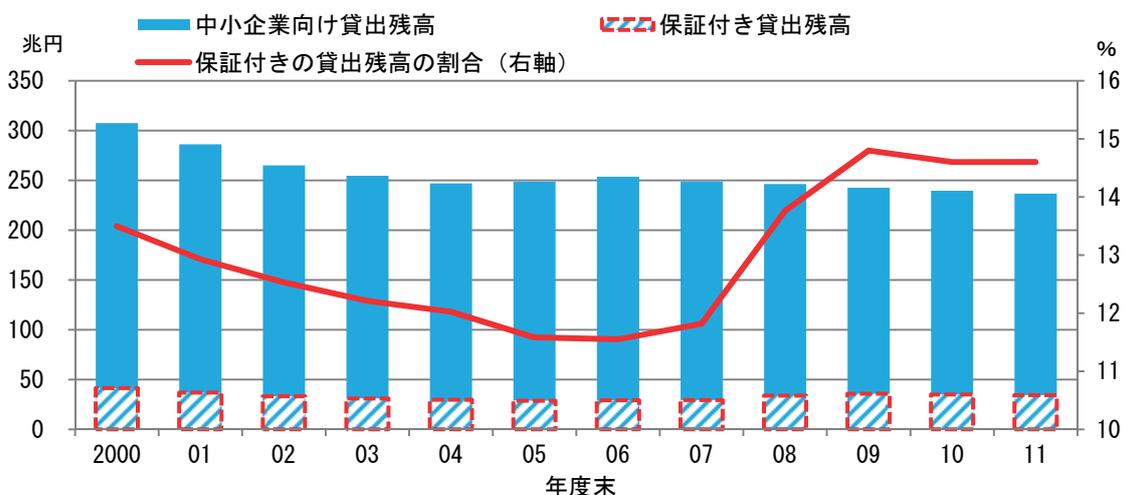
<sup>22</sup> 代位弁済率の高い金融機関は、企業の資金繰りをつなぐ労力を惜しまなかった金融機関と評価することもでき、逆に代位弁済率が低い金融機関は保証協会に持ち込む前に企業を門前払いしてきたと批判することも可能だとの見方もある（『金融財政事情』金融財政事情研究会（2012.6.25）7頁）。

<sup>23</sup> 家森（2013）では、「本来信用保証は、企業の信用情報が十分に金融機関側に蓄積されていない創業期や一時的にリスクが高まってしまった時期に、公的な信用補完を提供することで、中小企業の経営の継続や発展を可能にするのが目的である。グローバル金融危機の発生時、長年信用保証を使用していなかった中堅企業が利用したような事例は、まさに期待されている機能を発揮したと言える。しかし、現実には、漫然と利用し続けている企業が少なくないのが実態である。」とし、信用保証制度への依存が慢性化している点を問題視している。

#### 4. 金融機関の融資姿勢と信用保証の多用

中小企業向け貸出残高のうち、信用保証協会による保証付きの貸出残高の割合を見ると、2000年度以降、11%超の水準で推移しているが、2008年度はリーマン・ショック後の景気低迷や金融危機の影響もあり、13.8%に上昇、翌2009年度は14.8%にまで達し、2010年度、2011年度ともに、14.6%と高い水準のままである（図表8）<sup>24</sup>。

図表8 中小企業向け貸出の推移



（出所）中小企業庁資料より作成

本稿第2章では事故率について概観したが、中小企業向け貸出のうち信用保証協会による保証付き貸出の割合は、事故率のデータの動きと軌を一にしており、特に2008年度以降高水準で推移している。この事実からは、金融機関が信用保証協会による保証がない融資に消極的であり、保証付きの貸出の割合が高まっており、結果的に借り手側の企業が返済不能に陥るリスクが高い貸出部分にも安易に信用保証が付され、事故率が高まっている可能性もある。すなわち、金融機関が本来負うべきリスクを信用保証協会が肩代わりしており、その結果として、国の財政負担が発生している可能性を排除することはできない<sup>25</sup>。

リーマン・ショック後は、2009年12月に中小企業金融円滑化法<sup>26</sup>が施行され、

<sup>24</sup> 分母となる中小企業向け貸出残高の低迷も少なからず影響している。

<sup>25</sup> 家森（2013）では、こうした財政負担の発生に加え、「信用保証の存在によって、企業の情報を知らなくても貸出が続けられるため、メインバンクの情報生産を阻害している可能性がある。もしそうだとすると、いつまでたっても金融機関側に情報が蓄積されず、信用保証から「卒業」できない」という点を指摘している。

<sup>26</sup> 同法は2度の延長を経て、2013年3月末に期限終了。

返済猶予（リスケジュール）等により、中小企業の資金繰りに金融機関が協力した時期であることが強調されることが多いが、それに加えて、信用保証が多用された点も留意すべきである<sup>27</sup>。

## 5. 制度の信頼性及び持続可能性向上に向けた方策

バブル崩壊後の日本経済は総じて低調であり、「失われた20年」と称されることもある。その間、信用保証制度の存在が中小企業の資金調達を支援し、倒産を回避させてきたことは間違いない。しかしながら、信用保証制度の運用には財政負担が伴うことも事実であるほか、企業の新陳代謝を阻害するとの副作用を指摘する意見もあり<sup>28</sup>、政策に伴う費用と便益を考慮した上で、制度設計を見直していくことが必要であろう。以下では、制度の信頼性及び持続可能性向上に向けた方策として、①金融機関と信用保証協会との適切なリスク分担、②情報の透明化という2点に絞り、若干の考察を加えたい。

### ■金融機関と信用保証協会の適切なリスク分担

リーマン・ショックによる世界的な金融危機によって、中小企業の資金繰り不安が高まったこともあり、その後、100%保証が信用保証制度の主軸となり、こうした状態が恒常化しつつあった<sup>29</sup>。しかし、本来は金融機関と信用保証協会は適切にリスク分担を行い、相互に借り手の企業に関する情報の蓄積を行うことが望ましい<sup>30</sup>。

そうした観点も踏まえ、2012年10月に中小企業庁は金融機関の経営支援に主眼を置いた「経営力強化保証制度」を創設した。同制度は、金融機関と認定経営革新等支援機関<sup>31</sup>の支援を受けつつ、自ら事業計画を策定し、計画の実行

<sup>27</sup> リーマン・ショック後の中小企業金融支援策については、中野・中西（2013）を参照。

<sup>28</sup> 例えば、経済同友会（2011）では、「中小企業のセーフティネットとして重要な役割を担っている一方で、非効率な事業を温存し、中小企業の再生を遅らせる要因の一つにもなっている」旨の指摘がなされている。また、諸外国に比べた日本の公的な信用保証制度の規模の大きさを問題視し、制度の見直しや保証規模縮小の必要性を指摘する意見もある（信用保証制度の国際比較については、本稿末尾の資料編を参照）。

<sup>29</sup> 2006年4月からリスクに応じた保険料率制度が導入（保険料率の弾力化）され、2007年10月には、責任共有制度（部分保証制度）が原則とされるようになり、責任共有制度では、借り手が返済できなくなった場合、原則として20%分については金融機関が負担することとなった。しかし、このような信用保証制度の改革が実施された直後にリーマン・ショックが発生し、改革が事実上凍結される事態となった。

<sup>30</sup> 小野（2011）では、「特別信用保証制度や緊急保証制度における保証比率（公的セクターによるリスク負担割合）が100%であったことが、金融機関の審査・モニタリングのインセンティブを低下させ、企業パフォーマンスの悪化をもたらした可能性もある。」と指摘している。

<sup>31</sup> 中小企業に対して専門性の高い支援事業を行うため、中小企業経営力強化支援法に基づき、

と進捗の報告を行う中小企業者を対象としており、80%保証（責任共有保証）を原則としている<sup>32</sup>。具体的には、中小企業者は、四半期に1回、金融機関に対して、計画の実行状況を報告する一方で、金融機関は、年1回、信用保証協会に対して、中小企業者の計画の実行状況とともに、金融機関と認定経営革新等支援機関の経営支援状況を報告することとしている。また、制度利用のインセンティブとして、中小企業が信用保証協会に支払う保証料率を概ね0.2%減免する仕組みとなっている。同制度の利用実績は、2013年3月末までの累計で、件数が177件、承諾額が50億円にとどまっているが、今後はこのような信用保証の在り方が中心に据えられるべきであろう<sup>33</sup>。

中小企業金融円滑化法期限切れ後の事業再生や転廃業支援において、金融機関の目利き力強化の重要性が強調されることが多いが、それと同様に、信用保証制度においては、金融機関のみならず、信用保証協会の目利き力強化が重要である<sup>34</sup>。

## ■情報の透明化

信用保証に関する財政負担は把握が容易ではなく、国民の目から見て、費用と便益が比較しにくいのが現実である。

そうした点を改善すべく、中小企業庁は信用保証協会別の代位弁済の状況や金融機関別の代位弁済の状況<sup>35</sup>を同庁ホームページで公表している。ただし、前者については、2011年度分と2012年度分<sup>36</sup>が公表されているに過ぎず、過去の政策効果や問題点を検証するためには、例えば、信用保証が多用された1990年代後半にまで時系列的に遡れるようデータを公表することは非常に有意義であると考えられる<sup>37</sup>。また、後者については、2012年の公表当初は、代位弁済率の公表が前提となれば金融機関は公表数字を意識せざるを得ず、信用保証制

---

税理士、金融機関、弁護士、公認会計士、中小企業診断士等が認定されている（2013年6月5日現在で11,156機関）。

<sup>32</sup> ただし、100%保証の既保証を同額以内で借り換える場合は、例外的に100%保証をする。

<sup>33</sup> 太田（2012）は、「従来の100%保証に対しては金融機関のモラルハザードを懸念する声は強いが、経営力強化保証制度はこうした問題点を改善した制度といえる。」としている。

<sup>34</sup> 加えて、家森（2013）でも指摘されているが、中小企業自らが、信用保証制度からの卒業を目指す必要がある。

<sup>35</sup> 金融機関別の代位弁済の状況について、中小企業庁は、2012年6月13日に初めて公表して以降、現在まで、四半期ごとに開示している。

<sup>36</sup> 2013年5月24日に2012年度分が公表されたが、今後も継続的に定期的な公表が行われることが望ましい。

<sup>37</sup> こうしたデータを活用し、1990年代後半の金融危機、さらには2008年のリーマン・ショック以後という2度の大きな金融不況時に信用保証が多用されたことを踏まえ、官民双方が、その政策効果や問題点を検証し、今後の政策にフィードバックしていくことは重要である。

度の利用に消極的になるとの可能性も懸念されていた<sup>38</sup>が、現時点でそのような問題は顕在化していない。むしろ、そうした数字の定期的な公表は、金融機関に対してプラスの意味での監視効果を有しており、融資後も真摯な経営指導に金融機関が尽力する動機付けにもなっていると考えられる。

情報の透明化は、信用保証制度が国民の監視の下で運用されることになり、結果的に財政負担の抑制にも寄与すると考えられ、一層の推進が期待される。

#### 【参考文献】

- 太田珠美「中小企業金融支援策の縮小とその影響」『金融資本市場』大和総研、2012年11月
- 小野有人「中小企業向け貸出をめぐる実証分析：現状と展望」『金融研究』日本銀行金融研究所、2011年8月
- 河手雅己「転機を迎えた我が国の信用補完制度」『経済のプリズム』参議院事務局、2006年3月
- 経済同友会『目指すべき政策金融のあり方』2011年4月
- 今喜典『中小企業金融と地域振興』東洋経済新報社、2012年3月
- 中野かおり・中西信介「リーマン・ショック後の中小企業金融支援策」『立法と調査』参議院事務局、2013年2月
- 家森信善「金融危機下での中小・地域金融」櫻川昌哉・福田慎一編著『なぜ金融危機は起こるのか』東洋経済新報社、2013年2月
- 家森信善『地域の中小企業と信用保証制度』中央経済社、2010年9月

(内線 75265、75268)

---

<sup>38</sup> 例えば、『金融財政事情』金融財政事情研究会（2012.6.25）7頁を参照。

## 【資料編】

### 1. 信用補完制度について

信用補完制度とは、信用保証協会の行う「信用保証」と、これを再保険する株式会社日本政策金融公庫の行う「信用保険」とを統括したものであり、中小企業の金融円滑化策として行われている制度である（図表参照）。

#### （1）信用保証制度の仕組み

信用保証制度は、中小企業が事業資金を金融機関から借り入れる場合にその借入債務を保証することにより、担保力や信用力が不足している中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にするための制度である。

保証対象	協会の事業区域（都道府県単位の協会ではその都道府県、市単位の協会ではその市の区域）内において、商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う中小規模の事業者及びその組合等が対象となる。
保証限度額	金融機関から事業資金を借り入れる際に利用できる保証の最高限度額は、具体的には各信用保証協会の業務方法書によって定められている。通常の場合、信用保証協会の保証限度額は、中小企業信用保険法で定める保険限度額に準じている
保証料	個々の中小企業者の経営状態に応じて 0.45%～1.90%の範囲で9段階に分かれており、一般保証制度の平均的な保証料率は 1.15%となっている。
保証人及び担保	必要に応じて保証人、担保を徴求する場合がある。なお、原則として経営者以外の第三者を保証人として徴求しないこととしている。
保証の申込み	貸付け等を受けようとする金融機関を通じて行うか、信用保証協会に対し直接申し込むか、2つの方法がある。
代位弁済と回収	信用保証協会の保証付きで金融機関から貸付け等を受けた中小企業者がその債務を履行できなくなったときは、信用保証協会は、金融機関からの請求により中小企業者に代わって債務保証を履行（代位弁済）する。信用保証協会が金融機関への代位弁済を行った後は、信用保証協会が中小企業者から債権の回収を行う。

（出所）財団法人中小企業総合研究機構『平成24年度中小企業施策総覧』より作成

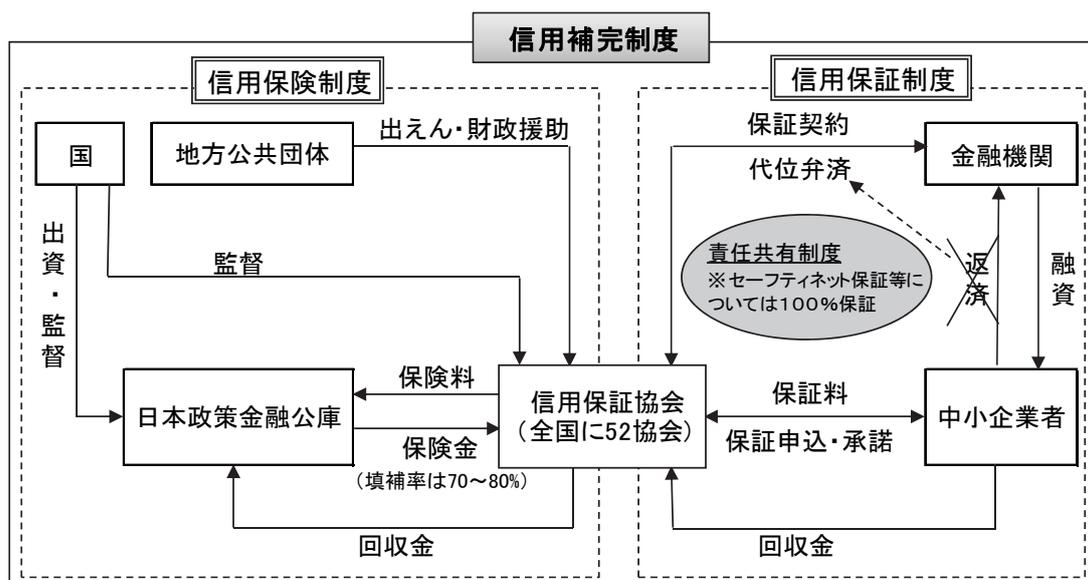
## (2) 信用保険制度の仕組み

中小企業信用保険法において、中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にするため、中小企業者の債務の保証について、株式会社日本政策金融公庫と信用保証協会との間の各種の保険制度を定めている。

信用保証協会は、金融機関に対して負った保証債務について株式会社日本政策金融公庫と保険契約を締結する。信用保証協会が中小企業者の債務を代位弁済したときは、これを保険事故として、株式会社日本政策金融公庫が信用保証協会に対し、主として代位弁済額の70%又は80%（填補率）を保険金として支払うこととなる。

なお、信用保証協会は中小企業者から債権を回収した場合、支払われた保険金の割合に応じて株式会社日本政策金融公庫へ回収金を納付することとなっている。

図表 信用補完制度関係図



### 一般保証(80%保証)の負担割合

保険金(日本政策金融公庫) 64% ※原資は国から日本政策金融公庫への出資金	協会負担 16%	民間金融機関 20%
---	-------------	---------------

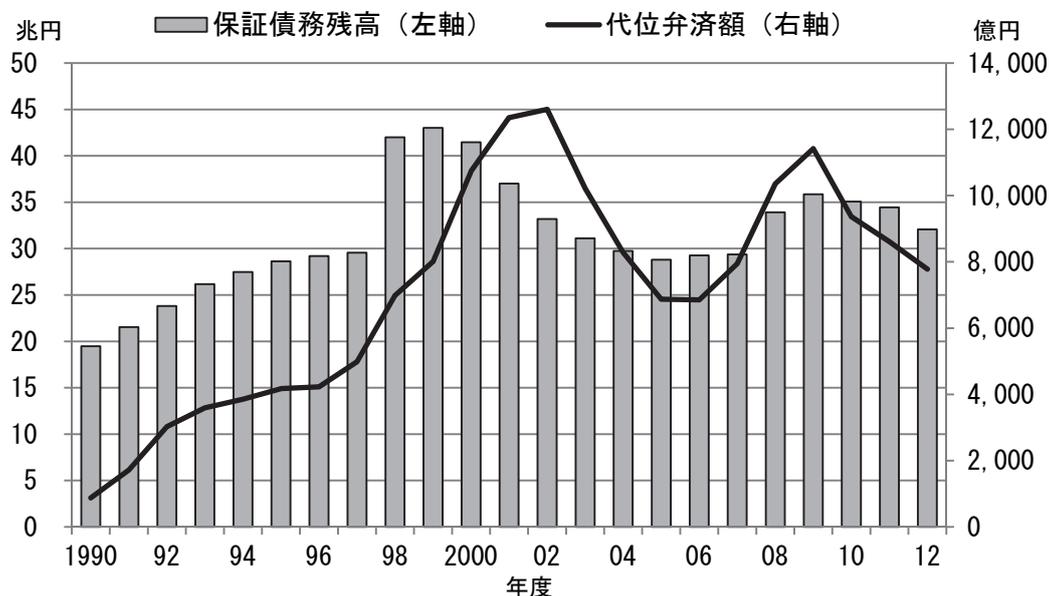
### セーフティネット保証(100%保証)の負担割合

保険金(日本政策金融公庫) 80% ※原資は国から日本政策金融公庫への出資金	協会負担 4% 損失補償 16%
---	---------------------

※原資は国からの補助金

(出所) 中小企業庁資料、財務省財政制度等審議会資料に一部加筆

### (3) 保証債務残高及び代位弁済額の推移



(出所) 一般社団法人全国信用保証協会連合会資料より作成

### (4) 信用保証制度の国際比較

	米国	ドイツ	フランス	日本
実施機関	<b>中小企業庁</b> (SBA) ・独立政府機関、中小企業法に基づき設立	<b>保証銀行</b> (Burgschaftsbank) ・原則各州に1つ(1州のみ2つの保証銀行あり)計17箇所 ・根拠法は信用制度法(銀行法に相当)	<b>全国保証基金</b> (OSEO garantie) <b>地方圏保証基金</b> (OSEO garantie regions) ・当該2基金は、中小企業向け政策金融グループに所属	<b>信用保証協会</b> (信用保証協会法に基づく認可法人) (株式会社日本政策金融公庫による保険引受け有り)
保証割合	75%(融資額15万ドル超) 85%(融資額15万ドル以下) (15万ドル=1,500万円)	最高80% (保証銀行保証に対して連邦・州の再保証有り)	40%~70%	80% (セーフティネット保証等については100%)
保証融資規模	(2008年度) 約128億ドル (約1.28兆円) 6万9,441件	(2007年度) 約16.7億ユーロ (約2,171億円) 7,212件	(2006年度) 約53.2億ユーロ (約6,916億円) 4万3,740件	(2007年度) 13兆273億円 109万4,269件

(注) 円換算レート：1ドル=100円、1ユーロ=130円。

(出所) 財務省財政制度等審議会資料より一部抜粋

## 2. バックデータ（2011年度の都道府県別代位弁済率と失業率）

単位：％

	代位弁済率	失業率		代位弁済率	失業率
北海道	2.8	5.2	滋賀県	2.2	3.8
青森県	2.3	6.0	京都府	2.2	4.8
岩手県	1.1	5.1※	大阪府	3.3	5.1
宮城県	2.0	6.1※	兵庫県	3.2	4.5
秋田県	1.5	4.9	奈良県	2.2	4.5
山形県	0.9	3.8	和歌山県	1.5	4.1
福島県	1.0	5.0※	鳥取県	1.7	3.9
新潟県	1.9	4.0	島根県	1.6	2.7
茨城県	3.8	4.4	岡山県	2.3	3.7
栃木県	2.1	4.2	広島県	1.9	3.5
群馬県	2.8	4.0	山口県	1.8	3.4
埼玉県	2.8	4.6	香川県	1.9	3.7
千葉県	2.5	4.3	徳島県	2.5	4.3
東京都	2.5	4.8	高知県	2.1	4.2
神奈川県	2.7	4.4	愛媛県	2.4	4.2
山梨県	2.0	3.8	福岡県	2.2	5.4
長野県	1.6	3.6	佐賀県	2.4	4.0
静岡県	2.0	3.5	長崎県	1.7	4.5
愛知県	1.8	3.6	熊本県	2.8	4.5
岐阜県	1.7	3.7	大分県	1.4	4.1
三重県	2.1	3.6	宮崎県	1.6	4.1
富山県	1.7	3.3	鹿児島県	1.9	4.6
石川県	3.0	3.8	沖縄県	4.5	7.0
福井県	2.9	3.0	全国平均	2.5	4.5※

- (注) 1. 岩手県、宮城県及び福島県の2011年1-3月期から7-9月期までの実数は補完推計値を用いて推計した値である。また、全国平均は3県を除いた値である。  
 2. 都道府県別の完全失業率は、四半期データと年次データしか集計されていないため、2011年4-6月期から2012年1-3月期までの四半期データを平均した。

[参考] 都道府県以外に設置されている信用保証協会の代位弁済率は、横浜市(2.4%)、川崎市(2.1%)、名古屋市(2.6%)、岐阜市(2.1%)、大阪市(4.0%)となっている。

(出所) 中小企業庁資料、総務省『労働力調査』より作成